

弘前市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

弘前市通学路安全推進会議

平成27年2月策定
(平成31年4月改訂)

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策について協議しました。この取組を継続し、引き続き関係機関の連携体制を確保するため、「弘前市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置します。

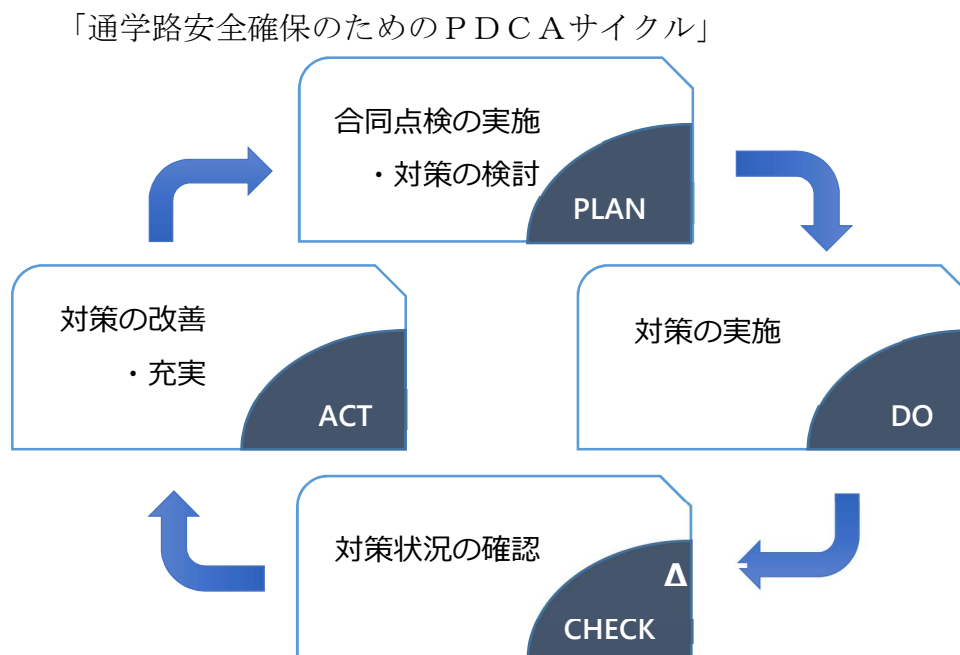
構 成 員	役 割
【市教育委員会】 ・弘前市教育委員会 学校整備課	・学校指定通学路に関する助言・指導 ・安全教育の推進支援 ・プログラム推進に向けた関係機関への要請・調整
【交通政策関係者】 ・弘前市都市整備部地域交通課	・交通政策に関する助言・指導
【道路管理者】 ・弘前市建設部土木課 ・弘前市建設部道路維持課 ・青森県中南地域県民局 地域整備部道路施設課 ・国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所弘前国道維持出張所	所管する道路についての ・交通安全施設の検討・整備（ハード対策） ・道路管理対策の検討・実施（ソフト対策）
【交通管理者】 ・青森県弘前警察署交通第二課	通学路についての ・交通規制の検討・実施（ソフト対策） ・交通安全施設の検討・整備（ハード対策） ・交通安全指導（ソフト対策） ・交通取締り（ソフト対策）
【放課後児童対策関係者】 ・弘前市健康子ども部子ども家庭課 ・弘前市教育委員会生涯学習課	所管する放課後児童対策事業についての ・来所・帰宅時における安全対策
【防犯対策関係者】 ・弘前市市民生活部 市民協働課 ・青森県弘前警察署生活安全課	通学路についての ・防犯対策の検討・実施（ハード対策・ソフト対策）

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、平成24年度に実施した緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、通学路安全推進会議等を通じて対策状況の確認を行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

市内の小学校において、およそ7年に1回合同点検を実施します。

また、効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

小学校毎に、学校、教育委員会、道路管理者、警察、放課後児童対策関係者、防犯対策関係者、PTA及び地域の実情に応じて住民等が参加する合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道や外側線の整備などのハード対策や、ゾーン30指定等の交通規制、見守り活動やパトロールなどのソフト対策など、対策必要箇所に応じた具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう通学路安全推進会議において連携を図ります。

(5) 対策状況の確認、改善・充実

対策実施後も、通学路安全推進会議や合同点検を通じて状況を確認するとともに、対策内容の改善、充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、弘前市ホームページ等で公表します。